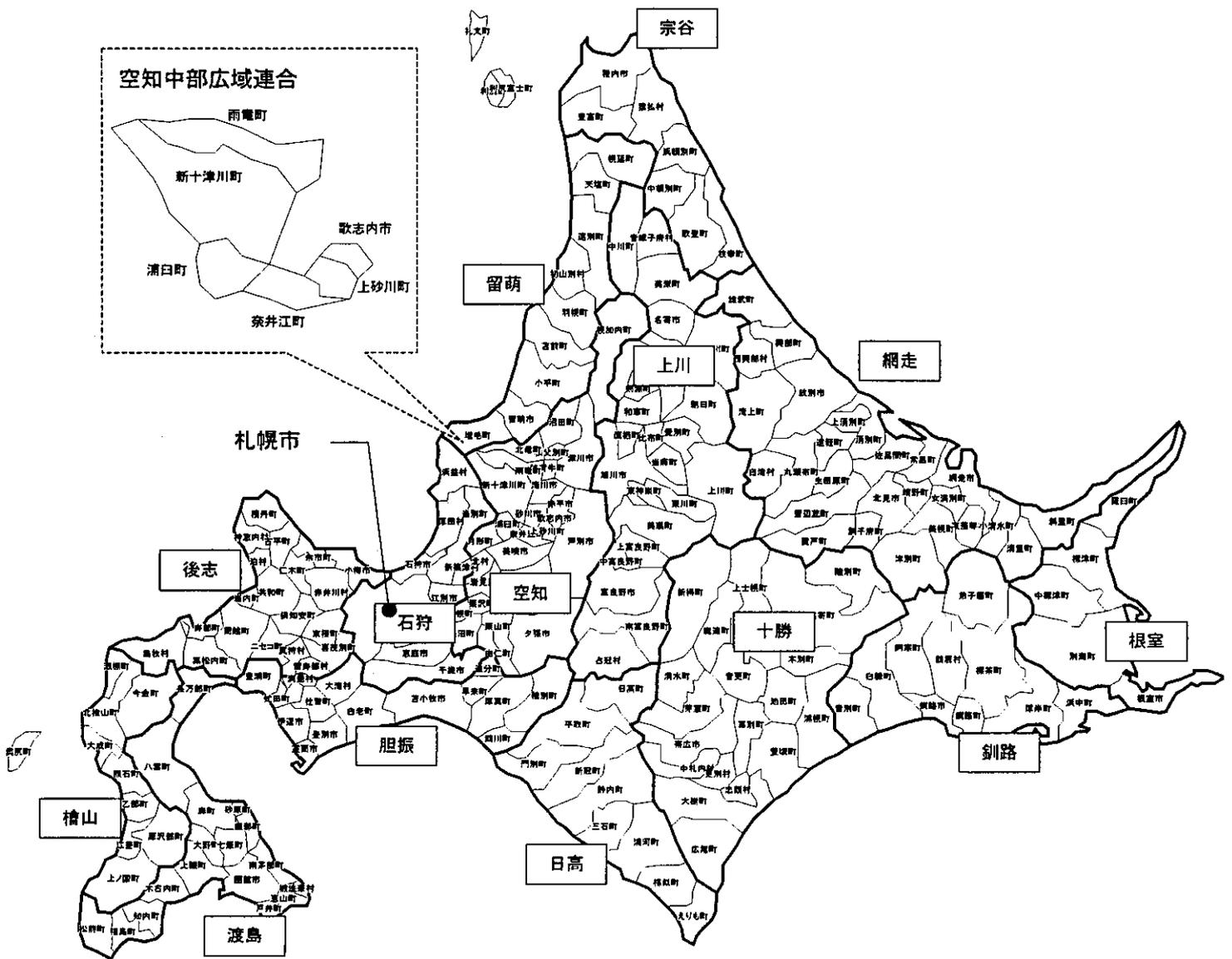


空知中部広域連合



歌志内市・奈井江町・上砂川町・浦臼町・新十津川町・雨竜町

(15年4月)

空知中部広域連合の概要

I. 広域連合設立に至るまでの経過とその後の取組	
年 月	事 項
平成 8年10月 (1996年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈井江町と浦臼町の2町で構成する介護保険モデル事業実施本部設置 ① ICカード導入ケアシステムの開発研究 ② 高齢者ケアサービス体制整備モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護認定審査会事業 ③ 過疎地域等在宅保健福祉サービス推進モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間訪問介護事業 ・ 訪問入浴事業 ・ 福祉用具レンタル事業
平成 9年 4月 (1997年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中空知5町(奈井江町・浦臼町・新十津川町・雨竜町・上砂川町)による広域研究会の発足
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中空知5町の広域取り組みの決定
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域介護保険準備室設置 ・ 介護保険推進協議会発足(首長会)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歌志内市の広域加入の決定(5町1市となる)
平成10年 4月 (1998年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中空知5町1市による介護保険広域連合の合意
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合設立許可申請を知事に提出
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空知中部広域連合として知事より設立認可 ・ 広域連合長選挙・広域連合議会議員選出・初議会開催
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合業務開始 ・ 介護認定審査会設置
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国保広域化調査・研究事業</u>
平成11年 4月 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>奈井江町と浦臼町による広域国保事業の運営開始</u>
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空知中部広域連合オンブズパーソン設置 ・ 準備要介護認定審査判定開始
平成12年 4月 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業開始 ・ <u>国保事業に雨竜町が加入し、3町の取り組みとなる。</u> ・ <u>更に3町による老人保健事業の広域実施。</u>
平成13年 4月 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>残りの1市2町(歌志内市・新十津川・上砂川町)が国保事業及び老人保健事業に加入し、介護、国保、老人保健の3事業を広域連合事業として開始</u>

Ⅱ. 広域連合を構成する1市5町の概要

(平成15年3月末現在)

市町名	行政面積 Km ²	人口 人	高齢者人口 人	高齢化率 %	国保被保険 者数 人	老人医療受 給者数 人
歌志内市	55.99	5,799	2,002	34.52	2,671	1,342
奈井江町	88.05	7,316	2,056	28.10	2,717	1,395
上砂川町	39.91	4,950	1,793	36.22	2,541	1,263
浦臼町	101.07	2,625	838	31.92	1,360	616
新十津川町	495.62	7,925	2,113	26.66	3,474	1,382
雨竜町	190.91	3,392	971	28.63	1,651	661
合計	971.55	32,007	9,773	30.53	14,414	6,659

市町名	市町の特徴
歌志内市	炭鉱の城下町として栄え人口は4万6千人を数えたが、炭鉱閉山により人口が激減し、今では過疎化が進み高齢者が多い。
奈井江町	農業と炭鉱で栄えたまちで人口は2万人を数えたが、炭鉱閉山により人口が激減し、今では農業と工業のまちに変貌している。
上砂川町	炭鉱の城下町として栄え人口は3万2千人を数えたが、炭鉱閉山により人口が激減し、今では過疎化が進み高齢者が多い。
浦臼町	準農村で、農業の変革と農業後継者不足から人口が年々減少し、過疎化が進み高齢者が多い。
新十津川町	準農村で、農業の変革と農業後継者不足から人口が年々減少している。近年は、中核都市に隣接していることから宅地分譲を進めているが、人口は減少傾向で推移している。
雨竜町	準農村で、農業の変革と農業後継者不足から人口が年々減少し、過疎化が進み高齢者が多い。

国民健康保険事業の広域化資料

空知中部広域連合

1 国保事業の広域化に至った経緯

空知中部広域連合は、平成10年7月に介護保険事務の広域化を目的に発足したものである。

当時、構成する1市5町の国保被保険者は14,054人(平成11年度末)。各市町の被保険者数も1,300人から3,200人で1町を除いては、3千人未満の小規模保険者であり、全体では老人保健該当者は5,239人(11年度末)で37.28%と高くなっていた。

地方財政が厳しさを増す中、小規模保険者の財政運営も年々厳しさを増し、国保事業の運営については各自治体の懸案事項となっていた。介護保険の広域化に合わせ、首長間の協議で「国保事業の広域化についても検討してほしい」旨の要望があり、平成10年9月から1市5町による国保広域化の調査・研究事業(北海道国保連委託事業)が行われ、各市町と協議を行い11年度より国保広域化パイロット事業として、まず「奈井江町」と「浦臼町」の2町で広域国保事業を実施、その後、残る4市町の広域化を進め、広域連合全体での事業運営を視野にスタートした。

その結果、平成12年度より雨竜町が加入することとなり、また、各市町の国保担当係では老人保健事業も担当しており、「より事務の軽減を図るためにも老人保健事業についても広域連合で実施してほしい」との要望があり、関係機関等と協議を行い12年度から3町の老人保健事業(医療等に限り)についても広域連合で実施。さらに、平成13年度より残る歌志内市、上砂川町及び新十津川町が加入し、国保・老健・介護保険の3事業を広域連合で実施することとなった。

2 広域連合と各市町の事務分担について

各市町の窓口では、国保の資格取得・喪失、療養費、保険給付等の届出・申請を受け付けており、その申請書を広域連合に提出。

広域連合では、その後、届出・申請に基づき被保険者台帳の整理、療養費の支給等の業務を行っている。

3 広域連合職員の配置状況等

○ 広域化前の組織・体制等(各市町)について

	係名	係長	主査	係	計	事務分掌
奈井江町	国保医療係	1	1	1	3	国保・老健・福祉医療
浦臼町	環境医療係	1		1	2	国保・老健・福祉医療・衛生
雨竜町	国保衛生係	1	1	1	3	国保・老健・福祉医療・衛生
歌志内市	国保医療係	1		2	3	国保・老健・福祉医療
上砂川町	国保医療係	1		2	3	国保・老健・福祉医療
新十津川町	国保医療係	1	1	1	3	国保・老健・福祉医療
計		6	3	8	17	

○ 広域化後(15年度広域連合)の組織・体制等について

(広域連合)

係長(1名) — 係 (国保担当) 2名 ※臨時(事務) 2名
(老健担当) 2名 (レセプト) 4名

※ 派遣先(正職員) 雨竜町1名、歌志内市1名、新十津川町2名
連合職員1名

4 各自治体の負担金(分賦金)について

各市町の負担金については、地方税法第703条の4の規定により国民健康保険に要する費用として、分賦金方式により賦課している。

広域連合の歳出総額から国保税以外の国庫支出金等を差し引き分賦金総額を算出し、当該分賦金総額を被保険者総数で割った被保険者1人当たりの金額に各市町の被保険者数を乗じ、各市町の分賦金総額を求めることが本来の求め方(平準化方式)であるが、医療給付費については各市町間に高低差があるため、当分の間は、広域実施後の医療費動向と公平を図る見地から各市町ごとに「自賄い方式」として算定することとしている。(人件費等の共通経費については各市町の被保険者割(平準化方式)としている。)

ただし、各市町に分賦金について「自賄い方式」と「平準化方式」で算出した額を比較し、「平準化方式」の額が上回る場合は「保険者広域化基金」により補填を行ない「平準化方式」への移行に向けた市町負担の軽減を図っている。なお、分賦金は、年度決算終了後再度実績額で各市町ごとに精算を行なうこととしている。

5 レセプトの管理、資格管理について

レセプトの管理については、広域連合で一括管理を行い、レセプト点検員を4名(臨時)を配置し、国保・老健の点検業務を実施。国保資格の管理については、被保険者台帳で管理。

6 国保広域化のメリット・デメリット

【メリット】

(1) 事務経費等について

各市町が個々に実施していたものが広域連合に一本化されたことにより、事務経費が軽減される。(例：国保システム、届出用紙等印刷物等、参考図書等)

(2) 人件費について

6市町は人口約3千人から8千人規模の市町であり、国保担当係は各市町2～3名体制で事務を執行していたが、国保業務の他に老人保健事業、福祉医療、衛生業務等を兼務しており、明確な広域前と広域化後の人員減を把握することが困難であるが、概ね職員では7名減(国保3.9人、老健3.4人)職員給与費では、約5千6百万円減が図られると見込まれる。

(3) 国保運営協議会について

各市町で6人から9人で構成していたが、広域連合では現在各市町より3名×6市町の18名で構成しており、報酬等で広域化前の1/2から1/3程度の減額となっている。

(4) 保険給付費について

会計規模の拡大により、急激な医療費の増嵩にも対応が容易である。

(5) 国等からの財政支援

国においては、平成11年度に介護保険制度の導入に合わせ、保険者対策として、「介護円滑対策基金」を国保中央会に設置いたしました。同基金の交付対象給付金の1項として、

「保険者広域化支援給付金」があり、当広域連合に対し、平成11年度50,000千円、12年度に雨竜町の加入により20,000千円、13年度に3市町の加入により、20,000千円の合わせた90,000千円の交付があった。

なお、加入決定した市町には、広域連合の加入前年度に「加入の準備経費」として、同給付金より被保険者数の区分により交付された。

※交付基準 被保険者 5千人未満 30,000千円
5千人以上1万人未満 35,000千円

・市町村の交付額 雨竜町、歌志内市、上砂川町、新十津川町に各30,000千円
計 120,000千円

【デメリット】

被保険者におけるデメリットは特にないと思われる。

事務レベルでは、国等への調査・報告書等について、広域連合を1保険者と考えているため、内容により各市町で報告するもの、各市町数値の合算で行うものがあり数値の精査が必要である。

また、広域連合の意思決定過程において各市町との連絡調整を必要とし、決定までに時間がかかる。

7 今後の課題

(1) 分賦金の取扱

現在は前段のとおり当分の間として「自賄い方式」を実施しており、1保険者でありながら、各市町に求める額(1人あたり分賦金)に差異があり、今後各市町の医療費動向を勘案しながら、平準化を図っていかねばならない。

(2) 保険税の取扱

現在6市町は「税」方式を採用しており、各市町において賦課徴収を実施しているが、より一層の事務の効率化・軽減を図るには分賦金の平準化と合わせ「料」への移行を検討していかねばならない。(広域連合には、「税」の賦課権が無く、「料」であれば広域連合での賦課が可能)

(3) 保健事業について

保健事業については、従来、各市町が独自に実施しており、広域連合の加入により保健事業を統一することは難しく、現在は、各市町から要求のあった保健事業費用(予算)のみを広域連合の予算に計上しているが、保険者として統一的な保健事業を実施して行かなければならない。

(4) 被保険者の管理システム

統一的な管理システムについて、保険者として構築しなければならないが、11年度には2町、12年度3町、13年度6市町と加入市町が年々増加し構成市町が確定しなかったため管理システムを構築していなかった。

今後は、被保険者の資格管理及び給付事務を適正かつ効率的に進めるため、管理システムを構築することが必要である。

◎平成15年度 広域連合国保・老健加入状況

1 国保加入状況（平成15年3月末）

		奈井江町	浦臼町	雨竜町	歌志内市	上砂川町	新十津川町	計
人 口		7,316 人	2,625 人	3,392 人	5,799 人	4,950 人	7,925 人	32,007 人
国保被保険者		2,717 人	1,360 人	1,651 人	2,671 人	2,541 人	3,474 人	14,414 人
内	若 人	1,211 人	761 人	1,043 人	800 人	814 人	2,055 人	6,684 人
	(割合)	44.57 %	55.96 %	63.17 %	29.95 %	32.03 %	59.15 %	46.37 %
	退 職	391 人	94 人	64 人	658 人	577 人	303 人	2,087 人
	(割合)	14.39 %	6.91 %	3.88 %	24.63 %	22.71 %	8.72 %	14.48 %
	老 人	1,115 人	505 人	544 人	1,213 人	1,150 人	1,116 人	5,643 人
	(割合)	41.04 %	37.13 %	32.95 %	45.41 %	45.26 %	32.12 %	39.15 %
国保加入率		37.14 %	51.81 %	48.67 %	46.06 %	51.33 %	43.84 %	45.03 %

2 老健加入状況（平成15年3月末）

		奈井江町	浦臼町	雨竜町	歌志内市	上砂川町	新十津川町	計
受 給 者		1,395 人	616 人	661 人	1,342 人	1,263 人	1,382 人	6,659 人
内 国保		1,115 人	505 人	544 人	1,213 人	1,150 人	1,116 人	5,643 人
(割合)		79.93 %	81.98 %	82.30 %	90.39 %	91.05 %	80.75 %	84.74 %

◎平成14年度 広域連合構成市町国保税率等

1 国保税率等

	奈井江町		浦臼町		雨竜町		歌志内市		上砂川町		新十津川町	
	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度
(医療保険分)												
平等割	29,500円	29,500円	40,000円	40,000円	32,000円	32,000円	22,000円	22,000円	26,000円	26,000円	28,000円	26,000円
均等割	23,500円	23,500円	24,000円	24,000円	30,000円	30,000円	20,000円	20,000円	25,000円	25,000円	26,000円	24,000円
所得割	8.5%	8.5%	6.7%	6.7%	5.5%	5.5%	10.5%	10.5%	12.0%	12.0%	5.0%	4.5%
資産割	50.0%	50.0%	60.0%	60.0%	50.0%	50.0%	30.0%	30.0%	40.0%	40.0%	50.0%	45.0%
限度額	52万円	52万円	52万円	52万円	52万円	52万円	52万円	52万円	53万円	53万円	53万円	52万円
(介護保険分)												
平等割	7,000円	7,000円	5,000円	5,000円	—	—	3,700円	3,700円	3,400円	3,400円	5,000円	4,800円
均等割	5,000円	5,000円	4,000円	4,000円	7,000円	7,000円	5,900円	5,900円	6,200円	6,200円	5,000円	4,800円
所得割	0.70%	0.70%	0.38%	0.38%	0.66%	0.66%	1.60%	1.60%	1.85%	1.85%	0.70%	0.60%
資産割	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	—	—	—	—	—	—	5.0%	6.0%
限度額	7万円	7万円	7万円	7万円	7万円	7万円	7万円	7万円	7万円	7万円	7万円	7万円
納期	7回	7回	4回	4回	6回	6回	8回	8回	6回	6回	8回	8回
納期月	6.8.9.10. 12.1.2	6.8.9.10. 12.1.2	6.8.10.12	6.8.10.12	7.8.9.10 11.12	7.8.9.10 11.12	7.8.9.10 11.12.1.2	7.8.9.10 11.12.1.2	7.8.10.11 12.2	7.8.10.11 12.2	7.8.9.10 11.12.1.2	7.8.9.10 11.12.1.2

2 国保税収納率

	奈井江町		浦臼町		雨竜町		歌志内市		上砂川町		新十津川町	
	14年度	13年度										
収納率	94.03%	94.29%	95.97%	96.93%	98.74%	97.85%	96.36%	96.12%	95.13%	95.21%	98.35%	97.96%

国保広域化に伴う事務分担

項 目	広 域 連 合	関 係 市 町
1. 被保険者証等の発行	被保険者証は広域連合で作成する。	広域連合で作成した被保険者証を関係市町の窓口で交付する。 年度途中の加入、再交付、受給資格証明書等については、関係市町で作成交付する。
2. 資格管理	広域連合では、資格管理システムが構築されていないため、被保険者台帳（国保連）で管理を行う。	国保被保険者の異動報告を広域連合に行い、関係市町においても資格管理（賦課担当課との連絡調整）を行う。
3. 保険給付申請事務	広域連合で給付を行う。	療養費、高額療養費、葬祭費、出産育児一時金等の給付申請を受付し、広域連合に送付する。
4. 食事療養標準負担額減額認定事務		減額認定申請受付、減額認定証を発行し、申請書を広域連合に送付する。
5. レセプト点検	広域連合で行う。	
6. 国保事業報告（月報、年報）	広域連合で行う。	各月末日の国保の加入状況、道老、重度、母子、乳幼児の対象者異動及び単独事業等を広域連合に報告する。
7. 国庫支出金、療養給付費交付金、道支出金、共同事務交付金、退職者医療制度事務	広域連合で行う。	
8. 老人保健拠出金、共同事業拠出金事務	広域連合で行う。	

項 目	広 域 連 合	関 係 市 町
9. 指定市町の安定化計画関係事務	関係市町で作成した計画書を広域連合で取りまとめて計画書を作成する。(提出は広域連合分と関係市町分の計画書) 実績報告についても広域連合でとりまとめ報告する。	関係市町分の計画書を作成し、実績報告を広域連合に報告する。
10. 保健事業	広域連合で補助申請、予算対応する。	関係市町で実施する。
11. 国保運営協議会の設置	広域連合で行う。	
12. 国民健康保険税の賦課徴収	地方税法703条の4の規定により、分賦金方式によって、歳出総額から国保税以外の国庫支出金等を差し引き、被保険者が負担すべき額を算出し、国保税相当額を分賦金として関係市町に賦課する。	広域連合からの分賦金を税率に換算し、市税及び町税条例に税率を規定して、関係市町が賦課徴収する。
13. 資格証明書、短期被保険者証の交付事務	関係市町からの申出書により交付の決定及び通知を行う。	広域連合に交付の申出を行い、決定及び通知後、窓口にて交付する。
14. 交付税事務	交付税の対象となる資料を関係市町に提供。	一般財源化人件費・事務費等、基盤安定負担金事業、財政安定化支援事業等の交付税事務は、関係市町で実施。
15. 一般会計繰入金		交付税措置額及び各市町単独事業費等の関係市町が負担する額を国保特別会計に繰入。

◎ 広域連合国保1人当り療養諸費

(4～3ベース)

	市町名	12年度		13年度		備 考
		1人当り費用額	道内順位	1人当り費用額	道内順位	
一 般	奈井江町	254,917	70	260,126	70	
	浦臼町	199,527	177	189,189	197	
	雨竜町	270,180	46	255,940	80	
	歌志内市	412,280	2	366,347	3	
	上砂川町	389,464	3	371,915	2	
	新十津川町	265,376	50	265,969	62	
	広域連合	289,240	85	279,624	45	12年度は3町、13年度は6市町
	参 考	全 国	189,689		192,315	
	全 道	240,519		243,400		

(4～3ベース)

	市町名	12年度		13年度		備 考
		1人当り費用額	道内順位	1人当り費用額	道内順位	
退 職	奈井江町	421,240	117	437,342	91	
	浦臼町	399,348	149	437,937	88	
	雨竜町	391,506	155	608,627	7	
	歌志内市	417,582	125	418,869	120	
	上砂川町	374,228	177	371,171	175	
	新十津川町	469,092	51	427,316	108	
	広域連合	410,303	128	415,741	119	12年度は3町、13年度は6市町
	参 考	全 国	367,514		368,256	
	全 道	438,546		436,409		

(4～3ベース)

	市町名	12年度		13年度		備 考
		1人当り費用額	道内順位	1人当り費用額	道内順位	
老 健	奈井江町	847,364	108	830,930	137	
	浦臼町	882,131	76	845,117	122	
	雨竜町	874,074	83	871,441	100	
	歌志内市	882,398	75	938,387	48	
	上砂川町	833,042	126	810,162	154	
	新十津川町	926,145	48	966,420	33	
	広域連合	862,125	96	882,389	87	12年度は3町、13年度は6市町
	参 考	全 国	763,170		762,491	
	全 道	916,422		925,013		

(4～3ベース)

	市町名	12年度		13年度		備 考
		1人当り費用額	道内順位	1人当り費用額	道内順位	
総 計	奈井江町	517,287	28	519,863	39	
	浦臼町	447,740	103	445,584	104	
	雨竜町	466,576	79	470,752	87	
	歌志内市	619,285	7	640,706	5	
	上砂川町	579,516	11	568,303	14	
	新十津川町	492,300	53	507,566	39	
	広域連合	486,032	61	536,277	25	12年度は3町、13年度は6市町
	参 考	全 国	357,970		364,611	
	全 道	460,699		471,327		

※1、数値については、2002.10月号「北海道の国保」速報値より抜粋
2、全国の老健及び総計の数値は、3-2ベースの数値

◎国保・老健事業に関する人件費等

1. 職員体制

単位:人

区分	広域加入前							広域連合	増減	
	奈井江町	浦臼町	雨竜町	歌志内市	上砂川町	新十津川町	計			
職員数	国保	1.4	0.6	1.4	1.0	1.5	1.7	7.6	3.7	△ 3.9
	老健	0.9	0.4	0.7	1.0	1.0	0.7	4.7	1.3	△ 3.4
	計	2.3	1.0	2.1	2.0	2.5	2.4	12.3	5.0	△ 7.3
臨時	事務		1.0					1.0	1.0	0.0
	レセ点	1.0		1.0	2.0	1.0	1.0	6.0	4.0	△ 2.0
	計	1.0	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	7.0	5.0	△ 2.0

※広域加入後の各市町の受付等職員数は含まず。

2. 職員給与費

単位:千円

区分	広域加入前							広域連合	増減
	奈井江町	浦臼町	雨竜町	歌志内市	上砂川町	新十津川町	計		
国保	10,448	2,740	10,198	8,879	12,772	14,639	59,676	21,716	△ 37,960
老健	4,356	1,936	5,100	6,102	3,678	6,067	27,239	8,618	△ 18,621
計	14,804	4,676	15,298	14,981	16,450	20,706	86,915	30,334	△ 56,581

※給料・職員手当・共済費のみ

↓

12年度当初予算ベース